

# ケアプランセンターあすか通信

令和6年11月20日発行

第110号

発行責任者 富田啓暢

## どうなるマイナ保険証？Q&A

12月2日より今まで使っていた紙の保険証の新規発行がなくなると報道されています。

ここでは、今わかつている範囲で新しいマイナ保険証の開始に伴う対応についてお知らせします。

**Q 12月2日で健康保険証が廃止されるため、マイナ保険証を作るように言われました。マイナ保険証が無いと医療が受けられなくなるのですか？**

**A** いいえ、今、手元にある健康保険証は12月2日以降も使えます。12月1日より前に発行された健康保険証は、最長1年間、その有効期限が切れるまで使えます。ただし保険（国保、後期高齢者、社保、共済組合）によって異なります。

後期高齢者医療の場合は有効期限が令和7年7月31日までとなっていますのでそこまで今の紙

の保険証が使えます。お手元の健康保険証の有効期限を「確認ください。お手元の健康保険証は捨てないでください。



**Q 手元にある健康保険証の有効期限が切れたあとはどうなりますか？**

**A** 今の健康保険証の有効期限が切れたあとは、「資格確認書」が交付されます。「資格確認書」は、今の健康保険証の有効期間が切れる前に保険者からお手元に届けられる予定です。ただし、送付されるのは「マイナ保険証を持つていない人」に限定されます。「資格確認書」は今の健康保険証と同じように医療機関の窓口で見せるだけで使えます。

**Q マイナ保険証の利用登録をしましたが、マイナンバーカードを持ち歩くことが不安なため、「資格確認書」をもらいたいと思っていました。いったんマイナ保険証を登録してしまったら「資格確認書」はもらえないのでしょうか？**



「マイナ保険証を持っていない人」とは、マイナンバーカードを取得していない人、マイナンバーカードを取得しても健康保険証の利用登録を行っていない人、マイナンバーカードを返納した人や更新しなかった人などです。

要介護高齢者や障がい者等の「要配慮者」は申請をすればマイナ保険証を持つても「資格確認書」が交付されると言われています。

「マイナ保険証を持ったまま外出する」という人が多いですが、それは「マイナ保険証を持ったまま外出する」という人が多いのです。

**A** マイナ保険証の利用登録の解除が10月末からできるようになります。

マイナンバーカードは使うが保険証としての利用はない、「資格確認書」を使いたいなどの場合は、利用登録の解除を

すれば、「資格確認書」が交付されます。



**Q** 施設に入居している場合、これまで施設に保険証を預けていましたが「マイナ保険証は預かれないと」といわれました。どうしたらいいでしょうか。

**A** マイナンバーカードを持っていない場合はどうすればいいですか？

されば、「資格確認書」が交付されます。

**A** マイナンバーカードはこれまでの保険証と異なり暗証番号を含めてその管理の責任は大きいものになります。施設によって対応はまだ決めていないところも多いですが、預からないと決めている施設も多数あるようです。

その施設と相談していただくことになりますが、その場合は「資格確認証」を施設に預けるという対応も可能になると考えられます。



**Q** 「資格情報のお知らせ」が届いている人がいます。「これはなんでしょうか？」

**A** 「資格確認情報のおしらせ」は原則としてマイナ保険証を持っている人に交付されています。

「資格確認証」と違い「れだけで使用する」とはありません。マイナ保険証が使えない医療機関等でマイナ保険証とセットで使うことになります。

**Q** マイナ保険証を利用する場合、顔認証と暗証番号と二つの方



また、マイナンバーカードを持参して、医療機関に置いてある顔認証付きカードリーダーで登録することができる。

また、マイナ保険証によるか暗証番号を使い認証するかを選択します。カードリーダーにより多少の違いがあるようなので、医療機関の窓口で相談してもらつことになります。

法があると聞いていますが、どうすればいいでしょうか

**A** 医療機関の窓口においてあるカードリーダーという機械にマイナ保険証を置きます。その後に顔認証によるか暗証番号を使い認証するかを選択します。カードリーダーにより多少の違いがあるようなので、医療機関の窓口で相談してもらつことになります。

12月2日から始まると言われているマイナ保険証についての疑問点をまとめました。

今までの紙の保険証も使えるようにしてほしい、という声も大きくなり、今後どのようになるかまだ不明な要素もありますが、とりあえず参考にしていただければと思ひ急遽まとめてみました。